

令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の 名称（氏名）		(フリガナ) あなたの氏名		あなたの生年月日	明・大・昭 平・令			年	月	日	従たる給与につ いての扶養控除 等申告書の提出 (提出している場合には、 ○印を付けてください。)
税務署長					世帯主の氏名							
	給与の支払者の 法人（個人）番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者が記載してください。	あなたの個人番号	既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません	あなたとの続柄							
市区町村長	給与の支払者の 所在地（住所）		あなたの住所 又は居所	(郵便番号	—)			配偶者の 有無	有・無			

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

主たる給与から控除を受ける	A 源泉控除 対象配偶者 (注1)	(フリガナ) 氏名		個人番号		老人扶養親族 (昭31.1.1以前生)	令和7年中の 所得の見積額	非居住者である親族		住所又は居所	異動月日及び事由 (令和7年中に異動があった場合に 記載してください(以下同じです。))	
				あなたとの続柄	生年月日	特定扶養親族 (平15.1.2生～19.1.1生)		生計を一にする事実				
				既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません				(該当する場合は○印を付けてください。)				
	B 控除対象 扶養親族 (16歳以上) (平22.1.1以前生)	1		既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません		明・大 昭・平	・	・	☐ 同居老親等 ☐ その他	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払		
					明・大 昭・平	・	・	☐ 特定扶養親族	円			
		2		既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません		明・大 昭・平	・	・	☐ 同居老親等 ☐ その他	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払		
					明・大 昭・平	・	・	☐ 特定扶養親族	円			
		3		既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません		明・大 昭・平	・	・	☐ 同居老親等 ☐ その他	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払		
					明・大 昭・平	・	・	☐ 特定扶養親族	円			
		4		既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません		明・大 昭・平	・	・	☐ 同居老親等 ☐ その他	☐ 16歳以上30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払		
				明・大 昭・平	・	・	☐ 特定扶養親族	円				
C 障害者、 寡婦、 ひとり親又は 勤労学生	☐ 障害者	区分	該当者	本人	同一生計 配偶者(注2)	扶養親族	☐ 寡婦 ☐ ひとり親 ☐ 勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、国税庁が公表している記載例等をお読みください。)			異動月日及び事由	
		一般の障害者				(人)						
		特別障害者				(人)						
		同居特別障害者				(人)	(注) 1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和7年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和7年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和7年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。					
上の該当する項目及び欄にチェックを付け、()内には該当する扶養親族の人数を記入してください。												
D 他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	氏名	あなたとの 続柄	生年月日	住所又は居所		控除を受ける他の所得者			異動月日及び事由			
			明・大・昭 平・令	・	・		氏名	あなたとの続柄	住所又は居所			
			明・大・昭 平・令	・	・							

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の 扶養親族 (平22.1.2以後生)	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの 続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国外扶養親族 (該当する場合は○印を付けてください。)		令和7年中の 所得の見積額(※)	異動月日及び事由	※「令和7年中の所得 の見積額」欄には、 <u>退職所得を除いた</u> 所得の見積額を 記載します。
	1	既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません		平・令 ・			円			
	2	既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません		平・令 ・			円			
退職手当等を有する 配偶者・扶養親族	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの 続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族 (該当する項目にチェックを付けてください。)	令和7年中の 所得の見積額(※)	障害者区 分	異動月日及び事由	寡婦又はひとり親
		既に個人番号を提供済みのため この欄に個人番号の記載はしません		明・大 昭・平 令	・	☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払	円	☐ 一般 ☐ 特別		☐ 寡婦 ☐ ひとり親



◎この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するもので、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出できません。
◎この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
◎この申告書は、国税庁が公表した「令和7年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を参考に作成してください。
◎この申告書の記載に当たっては、国税庁が公表している記載例等をお読みください。

令和7年分の申告書作成時の注意事項

令和7年分の扶養控除等(異動)申告書を作成するにあたっての注意事項です

あなたについての記入欄

既に個人番号を提供しているため、**[A]**の記入は省略します

次の場合は、この申告書とともに以下の書類を提出してください

[B]に○を付した場合

親族関係書類(あなたの親族であることを示す書類)

[C]の項目に✓を付した場合

親族関係書類(あなたの親族であることを示す書類)

「留学」に✓した場合は留学ビザ等書類の提出も必要です

上記**[B]**及び**[C]**の親族以外に、
障害者に該当し、海外に住んでいる
②又は**③**の親族がいる場合

親族関係書類(あなたの親族であることを示す書類)

①の配偶者についての記入欄

④の扶養親族についての記入欄

扶養控除を受けるための記入欄です

あなたと、 ②の配偶者、 ③の扶養親族についての記入欄

障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除を受けるための記入欄です

住民税の計算上必要な記入欄

令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ)	ヤマト タロウ	あなたの生年月日	昭和49年11月14日	あなたについている扶養親族等申告書の提出(提出している場合は、○印を付けてください。)
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの氏名	大和 太郎	あなたの個人番号	[A] 個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません	あなたとの続柄
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	(郵便番号 0000-0000) 東京都千代田区〇〇一丁目3番△マンション802号	配偶者の有無	○ 有	扶養親族等申告書の提出(提出している場合は、○印を付けてください。)

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の場合、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	あなたの続柄	生年月日	令和7年分の所得の見積額	生計を一にする事実	住所又は居所	異動月日及び事由
A 源泉控除対象配偶者(注1)	① 大和 花子	既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません	昭和50年1月1日	200,000 円	[B]	東京都△△区△△町△△番△△	
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(注2,1,1)	④ 大和 花子	既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません	昭和50年1月1日	300,000 円	[C]	東京都△△区△△町△△番△△	
	大和 和子	既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません	昭和50年1月1日	0 円		同上	
	大和 栄太	既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません	昭和50年1月1日	0 円		同上	
C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	⑦ 大和 和子	既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません	昭和50年1月1日	0 円		東京都千代田区〇〇一丁目3番△△マンション802号	
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	大和 和子	既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません	昭和50年1月1日	0 円		同上	

○扶養親族に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄と異なっています)

16歳未満の扶養親族(注2,1,2)	氏名	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	令和7年分の所得の見積額(※)	異動月日及び事由
1	大和 夏	既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません	子	昭和23年7月8日	東京都千代田区〇〇一丁目3番△△マンション802号	0 円	
2		既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません					

※「令和7年分の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。

○寡婦又はひとり親

氏名	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	令和7年分の所得の見積額(※)	異動月日及び事由
大和 太郎	既に個人番号を提供済みのためこの欄に個人番号の記載はしません	本人	昭和49年11月14日	東京都千代田区〇〇一丁目3番△△マンション802号	0 円	

以下、「所得」とは合計所得金額(給与所得や事業所得など、各種所得の合計額)をいいます。赤字で記載した金額の目安は、右表をご参照ください。

- 【源泉控除対象配偶者】あなたと生計を一にする配偶者^{※1}で、令和7年の所得の見積額が95万円以下の人、かつ、あなたの令和7年の所得の見積額が900万円以下
- 【同一生計配偶者】あなたと生計を一にする配偶者^{※1}で、令和7年の所得の見積額が48万円以下の人
- 【扶養親族】あなたと生計を一にする親族(配偶者以外)^{※1}で、令和7年の所得の見積額が48万円以下の人
- 【控除対象扶養親族】③の扶養親族のうち、16歳以上(平成22年1月1日以前生まれ)の方 但し、海外に住む30歳以上70歳未満の扶養親族については、一定の要件を満たす場合に限られます
- 【老人扶養親族】④の控除対象扶養親族のうち、70歳以上の人(昭和31年1月1日以前生まれ)
- 【特定扶養親族】④の控除対象扶養親族のうち、19歳以上23歳未満の人(平成15年1月2日から平成19年1月1日までの生まれ)
- 【障害者(特別障害者)】あなた、②の同一生計配偶者、③の扶養親族のうち、一定の障害に該当する方
- 【ひとり親】あなたが戸籍上も事実上も独身(又は配偶者が生死不明)で、生計を一にする子^{※2}があり、令和7年の所得の見積が500万円以下の場合
- 【寡婦】あなたが夫と離婚^{※3}や死別(又は夫が生死不明)した後再婚していない女性で、⑧のひとり親に該当せず、令和7年の所得の見積が500万円以下の場合
- 【勤労学生】あなたが一定の学校等の生徒・訓練生等で、令和7年の所得の見積が75万円以下、かつ、給与所得等(勤労によって得た所得)以外の所得が10万円以下の場合

※2 他の方の②又は③に該当せず、令和7年の総所得金額等(合計所得金額に繰越控除を適用した金額)が48万円以下の子に限られます

※3 離婚の場合は、③の扶養親族がいる場合に限られます

所得の見積額と給与・年金収入金額の目安

所得金額	収入の目安
48万円	収入が給与所得のみの場合、年収が103万円 収入が公的年金等のみの場合、65歳未満は108万円 65歳以上は158万円
75万円	収入が給与所得のみの場合、年収が130万円
95万円	収入が給与所得のみの場合、年収が150万円 収入が公的年金等のみの場合、65歳未満は1,633,334円 65歳以上は205万円
500万円	収入が給与所得のみの場合、年収が6,777,778円
900万円	収入が給与所得のみの場合、年収が1,095万円 所得金額調整控除を受ける場合は年収が1,110万円